

介護保険制度についてのお知らせ

平成27年8月から 介護保険制度が一部改正されます

問合せ 高齢介護課介護係

利用者負担割合の変更

一定以上の所得がある人は、介護保険サービスを利用するときの自己負担割合が、現行の1割から2割になります。

対象 本人の合計所得金額が160万円以上の人。ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上の人、2人以上いる世帯で346万円未満の人は1割負担のままです。
※要介護認定を受けている人へ負担割合を示す介護保険負担割合証を発行します。



高額介護サービス費の 自己負担限度額の一部変更

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が高額になり、自己負担限度額を超えたとき、申請により超えた分を高額介護サービス費として給付します。医療保険制度における現役並み所得に相当する人は、この限度額が月額37,200円から44,400円に引き上げられます。そのほかの人は変更ありません。
※現役並み所得に相当する人とは、同一世帯内に65歳以上で課税所得145万円以上の人がいる人です。ただし、単身世帯で収入が383万円未満、65歳以上の人、2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満の場合は引き上げの対象となりません。

介護保険施設利用者の食費・居住費の 負担軽減要件の変更

施設利用時の食費・居住費は自己負担となりますが、低所得の人（市民税非課税世帯）は申請によりその負担を軽減する補足給付（特定入所者介護サービス費）があります。その補足給付の対象者に次の要件が加わります。

- ①住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者が市民税非課税であること
- ②預貯金などが単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であること

納期限のお知らせ

問合せ 税務課管理係

6月30日(火)は市民税・県民税（普通徴収）第1期の納期限です。納付場所は、納付書裏面に記載された金融機関、コンビニエンスストアです。納付書を紛失した場合は税務課窓口で再発行します。口座振替の申込みをしている場合は、納期限の日引き落としされますので、口座残高をご確認ください。

納税のこよみ

納期限	税金の種類
6月30日(火)	市民税・県民税（普通徴収）第1期
7月31日(金)	固定資産税・都市計画税第2期 国民健康保険税第1期
8月31日(月)	市民税・県民税（普通徴収）第2期 国民健康保険税第2期
9月30日(水)	国民健康保険税第3期
11月2日(月)	市民税・県民税（普通徴収）第3期 国民健康保険税第4期
11月30日(月)	国民健康保険税第5期
12月25日(金)	固定資産税・都市計画税第3期 国民健康保険税第6期
平成28年 2月1日(月)	市民税・県民税（普通徴収）第4期 国民健康保険税第7期
2月29日(月)	固定資産税・都市計画税第4期 国民健康保険税第8期

公共施設ロビー展示の お知らせ

力作ぞろいです。是非お出かけください。

とき 7月1日(水)～31日(金)

※月曜日は休館です。ただし、新川・大浜・棚尾公民館は月曜日も開館します。

ところ	内容
新川公民館 ☎(41)2103	中日写真協会（写真）
中部公民館 ☎(42)8266	心身障害者福祉センター（彩墨画、陶芸）
大浜公民館 ☎(42)1182	布あそび（古布手芸）
棚尾公民館 ☎(41)0892	牧野英清（陶芸）、木楽会（木彫り）、みつわ会（水墨画）、藤浦秀子（和紙ちぎり絵）
日進公民館 ☎(48)2678	杉浦瞳（花のスケッチ）、彫峰会（鎌倉彫り）
鷲塚公民館 ☎(48)5412	小原和紙の会（和紙工芸）、碧南市養護老人ホーム（手工芸）
農業者コミュニティセンター ☎(42)5888	原田ゆみ子（小原和紙の会）